

東松山都市計画生産緑地地区の変更（東松山市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中高坂第5号生産緑地地区を廃止する。

理 由

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除により、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。